

# 外国人犯罪に関する統計的分析と共生への課題

セミナー推進室 野呂 夏雄

## 目次

1. 揺らく「安全神話」	5
2. 外国人の母数算出	7
3. 外国人犯罪の統計分析	14
4. 外国人犯罪に関する課題	21
5. 提言 - 外国人との共生に向けて	25

## 要旨

「世界一安全な国」と言われていた日本の治安状況は、近年悪化の傾向を示している。特に、犯罪検挙率は2001年に19.8%まで低下している。

日本の治安悪化の象徴として、少年犯罪とやらんで外国人犯罪の増加が取り上げられている。そこで、本研究では、外国人犯罪の現状と課題について、統計データにもとづく分析を行った。

外国人に関する統計分析を行う上で、その母数を把握することが難しい。日本に滞在する外国人には、外国人登録者以外にも不法滞在者や特例上陸許可者など多様な形態が存在する。

本研究では、「推計外国人員」を算出し、犯罪統計分析の母数として使用する。「推計外国人員」のメリットとしてあげられるのは、1)分析対象者と母数の年齢範囲が一致する、2)非正規滞在者も母数に取り込める、3)国籍、在留資格、対象年齢別など、きめ細かく外国人数を把握し属性別の比較・分析ができる、などの点である。

不法滞在者について、中国人を除くと2000年の刑法犯人口比は日本の平均を下回っている。外国人や不法滞在者全般を犯罪と結びつけてとらえる風潮は、ミスリードを招きかねない。

来日外国人による犯罪が、近年増加している。その大きな要因として、1)ビジネスとして犯罪を行う国際犯罪組織の活動、2)日系人などの外国人に対するセグリゲート（隔離）化や、外国人の社会の周縁部への固定化が進行している、ことの影響が考えられる。

外国人犯罪のさらなる状況悪化を防ぎ、外国人との共生を推進するため、本稿では、1)国際犯罪組織の標的とならないよう、犯罪のループホール（抜け穴）化を防ぐ、2)外国人に対する実質的なイコールフットイング（同等な条件）を確保し、セグリゲート化、階層固定化を防ぐ、3)冷静な議論を行う前提として、外国人に関する統計データを整備する、の3点を提言する。

キーワード：外国人犯罪、推計外国人員、共生

## 1. 揺らぐ「安全神話」

厚生労働省が今年7月に発表した『外国人雇用問題研究会報告書』では、「グローバル化」と「少子高齢化の進展」を背景にわが国の外国人労働者受け入れ制度を見直すことを提言している。具体的には、外国人労働者の受け入れ目的を2つに分けた上で、「高度人材の獲得」についてはより積極的に、「労働力不足への対応」については必要な量の労働者を国内労働市場に配慮した秩序ある形で、受け入れを拡大すべきであるとし、さらに、移民受け入れの可能性についても言及している。(厚生労働省, 2002)

このように、外国人受け入れの是非に関する議論が盛り上がりを見せている一方、凶悪犯罪やピッキングによる被害などのニュースが世を賑わせており、「安全と水はただ」という日本の安全神話が揺らいでいる。この治安悪化の象徴として少年犯罪と並んでよく取り上げられるのが、外国人による犯罪である。筆者が2001年に行ったアンケート調査でも、外国人を受け入れるデメリットとして外国人犯罪の問題は強く意識されていた(野呂, 2002)。また、今年行われたフランスやオランダの選挙で、移民排斥と犯罪取り締まりの強化を掲げた極右政党が躍進を遂げたように、外国人を犯罪と結びつける意識は先進諸国で根強いものがある。

日本に在住する外国人は、来住した時期により、第二次大戦前に来住した在日韓国・朝鮮人を中心とするオールドカマーと、おもに1970年代末以降に来住した

ニューカマーとに分けることができる。そこで、本研究では、ニューカマーの来住が増加し、日本社会への定着が進んだ1980年代以降の犯罪状況を統計データにもとづいて分析し、外国人犯罪の要因とその対策に関する考察を試みた。

### (1) 犯罪統計からみた80年代以降の推移

犯罪の定義・範囲は国によって異なる。日本では犯罪を、刑法および一部の特別法に規定する罪である刑法犯と、刑法犯を除くすべての罪(条例に規定する罪を含む)である特別法犯とに分けている。刑法犯・特別法犯の中で、交通犯罪は犯罪類型が大きく異なることから、本研究では、交通業務上過失致死傷罪を除く刑法犯(以下「刑法犯」という)と、道路交通法違反および保管場所法違反を除く特別法犯(以下「特別法犯」という)に限定して、犯罪動向の分析を行う。

犯罪には、警察等が犯罪を認識した認知件数と、それ以外の暗数が存在する。犯罪統計による分析は、この統計上把握できない暗数による限界があることを留意する必要がある。認知件数のうち、警察が被疑者を検挙した事件数を検挙件数といい、認知件数に対する検挙件数の割合を検挙率という。

統計数値からみると、1980年代以降、刑法犯と特別法犯の検挙件数はむしろ減少傾向にある。しかし、刑法犯の検挙件数が減少している主因は、犯罪検挙率の低下にある。バブル期の87年を境に、犯罪認知件数の増加と犯罪検挙率の低下傾向がはっきりと表れている。刑法犯の検

挙率は、2001年には19.8%と2割を下回り、警察が認知した犯罪の5件に1件しか犯人がつかまらない状況である（図表1）。なお、特別法犯については、検挙して初めて犯罪と認知される犯罪類型が多いことから、認知件数の統計は存在しない。

(2) 包括罪種別の犯罪状況

犯罪態様や保護法益<sup>\*1</sup>にもとづいて、刑法犯を 凶悪犯 粗暴犯 窃盗犯 知能犯 風俗犯 その他の刑法犯、の6つの包括罪種に分類することが、実務上よく用いられる。刑法犯認知件数は2001年に273.6万件に達したが、窃盗犯が85%以上の234.1万件、その他の刑法犯が1割弱の24.5万件と比較的軽い犯罪がその大半を占めている。それ以外は、粗暴犯7.3万件、知能犯5.3万件で、凶悪犯、風俗犯はともに1.2万件である。

罪種別の検挙率を見ると、件数の多い窃盗犯が15.7%、その他の刑法犯が34.0%と低く全体を押し下げており、凶悪犯、粗

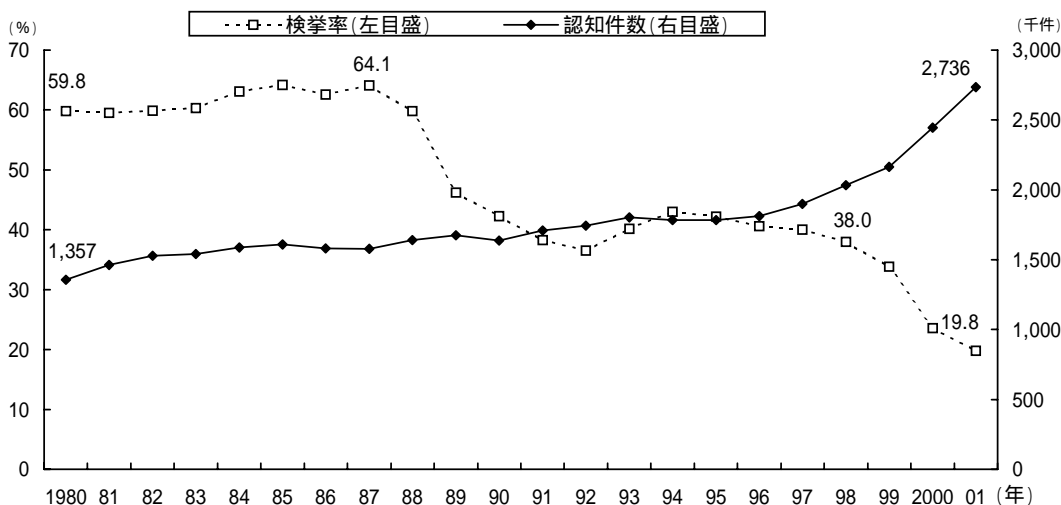
暴犯、知能犯、風俗犯の検挙率は5割を超えている。90年代以降、窃盗犯とその他の刑法犯は大きく認知件数を増やしており、刑法犯認知件数の増加や検挙率低下の主因は、窃盗犯とその他の刑法犯など比較的軽い犯罪にある。とはいえ、検挙率の低下は刑法犯全般にわたっており、しかも98年以降の落ち込みが急であることに注意を要する（図表2）。

(3) 治安を支えてきた要素の変質

日本が「世界一安全な国」と言われていたのは、そう遠い昔の話ではない。平成元年(1989年)版の『犯罪白書』では、日本が良好な治安情勢を維持している理由として、おもに以下の9点をあげていた。

遵法精神に富む国民性、戦後のめざましい経済的発展、低失業率、教育水準の高さ、地域社会における非公

図表1 刑法犯の認知件数と検挙率の推移



資料：警察庁『犯罪統計書』各年版、同『平成13年の犯罪情勢』

式な統制の存在、島国である地理的条件、刑事司法運営に関する民間の協力、銃砲刀剣や薬物の厳重な取り締まり、高い検挙率で示される効果的な警察活動および刑事司法機関の適正かつ効果的な機能。

現在の社会・犯罪情勢をみると、経済的發展、低失業率、高い検挙率、は大幅に悪化している。そのうえ、核家族化、単身赴任・一人暮らしの増加により大都市を中心に社会の匿名性が高まることで地域社会の統制、は利かなくなり、保護司の高齢化や、不祥事続発や検挙率の低さによる警察への信頼低下もあり民間協力、についても過大な期待は持てない。銃砲刀剣や薬物の厳重な取り締まり、についても「第三次覚せい剤乱用期」と呼ばれるように脅かされているのが現状である。

また、近年増加している外国人は、

国民性は多様であり、日本語能力や教育環境に恵まれないことから教育水準の高さ、が一般にあてはまるわけではない。さらに、島国である地理的条件、でさえ、グローバル化の急速な進展により、その意義は減少を続けている。

これらの状況からも、日本の治安を支えてきた要素が変質し、大きく揺らいでいると考えられる。

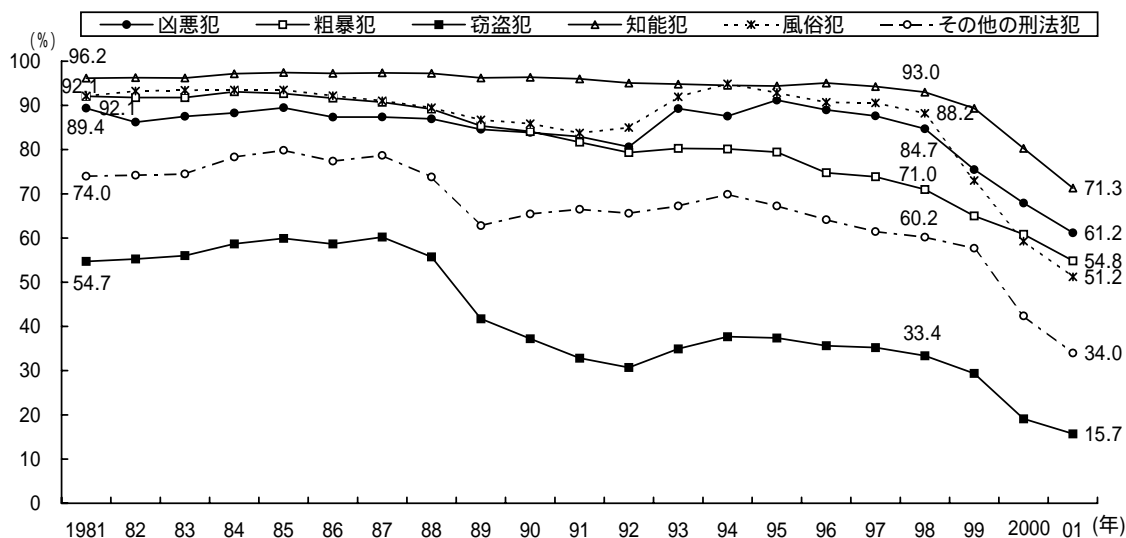
## 2. 外国人の母数算出

### (1) 外国人の正確な人数把握は困難

外国人犯罪の分析を行う際、大きな問題となるのは、母集団となる外国人の正確な人数を把握することの困難さである。

日本に滞在する外国人は、正規滞在者と非正規滞在者に分けられる。日本に滞在する外国人は、滞在期間が90日を超え

図表2 刑法犯の検挙率推移(包括罪種別)



資料：図表1に同じ

る場合、原則として外国人登録を行う必要がある。しかし、以下のケースについては、正規滞在者であっても、外国人登録は不要とされている。

在日米軍の軍人・軍属およびその家族。

- なお、この区分に対応する犯罪検挙件数・人員は統計上把握が可能である。本研究では、対象範囲をそろえるため、犯罪検挙件数・人員についても在日米軍関連分は集計から除外した。

「外交」「公用」の在留資格を付与された者。(2000年の入国者数はそれぞれ1万2,199人、1万5,139人)

仮上陸の許可を受けた者。(入国審査の上陸手続き中に、上陸を許可されるケース)

一時庇護以外の、特例上陸の許可を受けた者。(船舶、航空機などの乗員・乗客が、一時的に上陸を許可されるケース、2000年の上陸許可者数は、乗員196万2,064人、乗客14万3,014人、計210万5,078人)

日本に上陸した日から90日以内に出国する者。 - 在留期間の上限が3カ月と

されている短期滞在者<sup>\*2</sup>などは、登録を行わないケースも多い。

非正規滞在者は、不法滞在者と呼ばれ、当初から正規の滞在資格を取得していない不法入国・上陸者と、当初は正規の滞在資格を取得していたが、期間経過後も滞在資格の更新を行わずに残留している不法残留者に分けられる。いずれも、通常は外国人登録を行わないため<sup>\*3</sup>、正確な人数は把握できていない。

## (2) 先行研究 - 「年人」による分析

館澤徳弘は「外国人犯罪研究」の中で、『出入国管理統計年報』と『在留外国人統計』を用い、通年在日者に換算した「年人」を算出し、外国人犯罪についての統計分析を行う母数とした(館澤, 1995)。出国までの在留期間が、2カ月以下の場合には外国人登録を行わず、2カ月を超える場合は外国人登録を行うという仮定にもとづき、以下の手順で「年人」の推計を行っている(図表3)。なお、1993年は館澤の推計により、2000年は筆者が推計を行った。

図表3 「年人」の算出(1993年、2000年)

(単位:人)

	1993年	2000年
出国外国人正規数	2,954,204	4,082,224
年人換算総出国外国人	188,052	194,339
年人換算要外国人登録人員	137,436	131,194
年人換算総出国外国人比 = /	6.37%	4.76%
年人換算要外国人登録人員比 = /	4.65%	3.21%
入国外国人正規数	3,747,157	5,272,095
入国外国人通年在日年人 = *	238,694	250,952
入国者中要外国人登録年人 = *	174,243	169,234
入国者中外国人登録不要年人 = -	64,451	81,718
年末現在外国人登録人員	1,320,748	1,686,444
在日外国人年人 = +	1,385,199	1,768,162

出所: 館澤徳弘「外国人犯罪研究」、2000年の数値は、法務省『第40出入国管理統計年報 平成13年版』、\*入管協会『在留外国人統計 平成13年版』、等の資料から筆者推計

年間の出国外国人正規数。

出国外国人について、在日期間別に、「年人」(=平均在日日数×人数/365日)を算出する。

出国外国人のうち、在日期間が2カ月を超える人は外国人登録を行っているものとみなし、その「年人」を算出する。

を、出国外国人数で除することで、出国外国人の通年での在日期間の比率を算出する。

を、出国外国人数で除することで、出国外国人のうち外国人登録を行っている人の、通年での在日期間の比率を算出する。

年間の入国外国人正規数。

に を乗じ、その年に入国した外国人の「年人」を算出する。

に を乗じ、その年に入国した外国人のうち外国人登録を行う者の「年人」を算出する。

から を差し引き、その年に入国した外国人のうち外国人登録を行わない者の「年人」を算出する。

年末現在の外国人登録者数。

に を加えることで、日本に滞在する外国人の合計「年人」を算出する。「年人」の特徴としては、以下の点があげられる。

- ) 正規に日本に滞在する外国人についての統計を、元データとしている。
- ) 不法残留者、不法入国・上陸者などの、不法滞在者は推計の対象外である。
- ) 国籍別の人数は把握できるが、在留資格別などそれ以外の属性別では人数把握ができない。

### (3) 外国人犯罪の主役の移り変わり

警察庁では、外国人による犯罪を、来日外国人とその他の外国人に分けて把握しており、来日外国人とは、我が国にいる外国人から定着居住者(永住者等)在日米軍関係者および在留資格不明の者を除いた者をいう。その他の外国人の中心はオールドカマーの特別永住者であり、来日外国人は、すべてニューカマーに含まれる。

警察庁は、来日外国人犯罪対策を治安維持上の最重要課題の1つと位置づけ、『来日外国人犯罪の現状』を年2回(上期版、年間版)作成している。その中で「アジア出身者、特に中国人の構成比が高い」「犯罪の温床となりうる不法滞在者」といった認識を繰り返し示している。

現行の在留資格制度を定めた改正入管法が施行された1990年頃に、外国人犯罪の検挙人員・件数は、刑法犯、<特別法犯>とも底を打った。外国人区分別にみると、80年代以降、その他の外国人による犯罪が着実に減少しているのに対し、来日外国人による犯罪が増えており、特に90年代の増加が著しい。91年には刑法犯検挙人員で、来日外国人がその他の外国人を上回った(図表4)。近年の外国人犯罪問題の中心は、来日外国人による犯罪の増加であることがわかる。

来日外国人犯罪が急増した1991年から2000年における、刑法犯検挙人員の在留資格別推移をみると、不法滞在者(253人 1,603人)と定住者(59人 1,512人)が大幅に増加している。逆に短期滞在者は1992年の1,790人をピークに2000年は426人と大幅に減少している(図表5)。

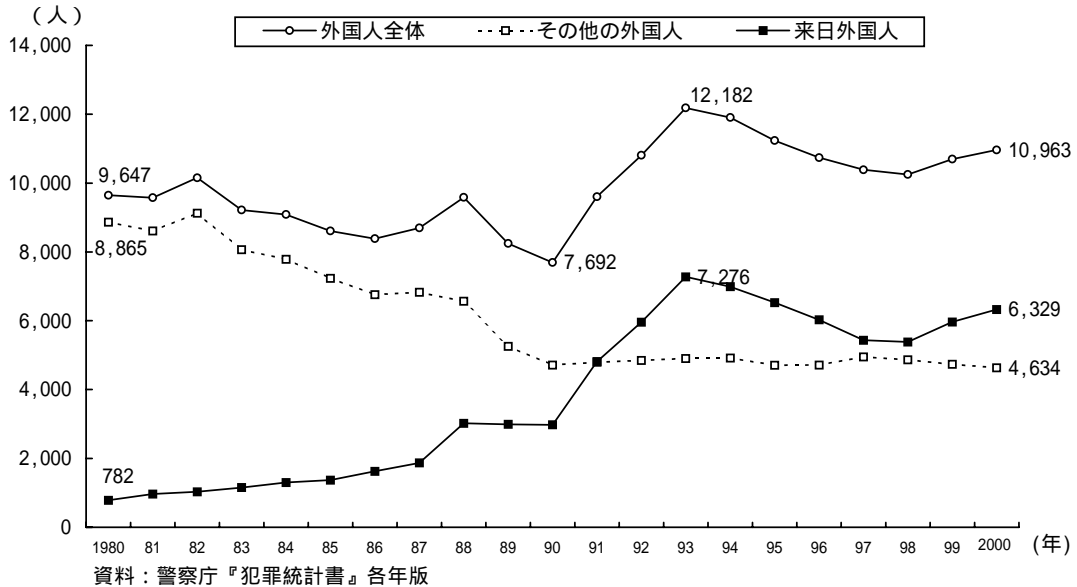
(4) 外国人の母数算出の新基準

外国人犯罪の主役交代が急速に進行する現状を的確に把握するためには、国籍や罪種だけではなく、来日外国人とそ

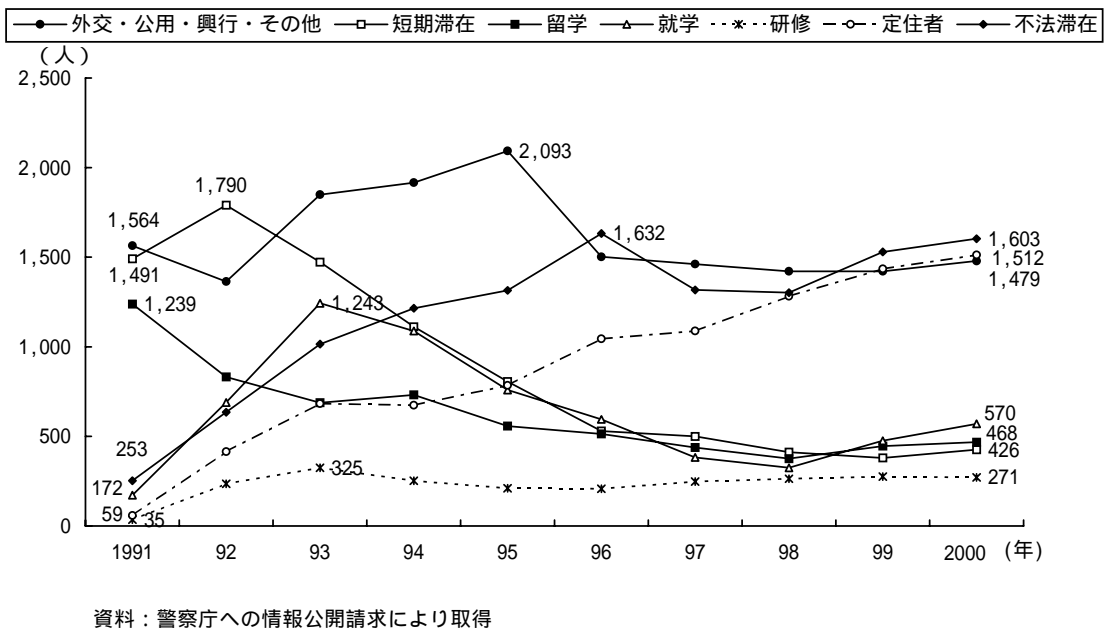
他の外国人、さらには在留資格など、属性にもとづく、より詳細な分析が必要である。

その点「年人」は、不法滞在者が含ま

図表4 外国人の刑法犯検挙人員の推移



図表5 来日外国人の刑法犯検挙人員の推移(在留資格別)





れず、在留資格別の人数把握ができないなど、属性別に詳細な分析を行うには、使い勝手の悪い面がある。そこで、本研究では以下の算式にもとづいて、日本に滞在する外国人数の推計を行い「推計外国人員」と呼ぶ。なお、対象年は2000年、国籍別では、来日外国人の刑法犯・特別法犯検挙件数合計上位9カ国と、国際犯罪組織の活動が盛んなロシアについて算出した。

まず、正規滞在者については、基本的に「年人」の算出手法を準用する。ただし、以下の手法により、在留資格別で推計を行う（図表6）。

～ 「年人」の算出手法を使用する。  
短期滞在者は、他の在留資格者と区分して在留日数を把握できる。そこで、短期滞在者とその他の在留資格者に2区分し、それぞれ「入国者中外国人登録不要年人」を算出する。＜短期滞在者=61,023人、その他の在留資格者=17,685人＞

その他の在留資格者の「入国者中外国人登録不要年人」17,685人を、新規入国者数の比率にもとづいて、来日外国人とその他の外国人とに配分する。（入国者は、新規入国者と再入国者に分けられ、再入国者は外国人登録を行っている人が対象となる。そこで、登録不要者数の配分は、新規入国者数の比率によって行った）＜外交等=17,665人、その他の外国人=20人＞

「入国者中外国人登録不要年人」に「年末現在外国人登録人員」を加え、「在日外国人年人」を算出する。＜短期滞在者=129,068人、外交等=947,408

人、その他の外国人=688,676人＞

次に、不法滞在者については、以下の手法により算出する（図表7）。

入管法違反外国人を対象に、年3回実施する集中（一斉）取り締まりによる摘発者数を集計する。＜不法残留者=2,290人、船舶による不法入国者=222人＞

の集計値から、船舶を利用した不法入国者の不法残留者に対する比率9.7%を算出する。

不法残留者の「推計外国人員」は、2001年1月1日現在の法務省推計値、232,121人を使用する。

に を乗じ、船舶を利用した不法入国者の「推計外国人員」22,503人を算出する。

なお、船舶を利用した不法入国者以外に、航空機を利用した不法入国者、および不法上陸者が存在し、これらを含めると、不法入国・上陸者の「推計外国人員」は不法残留者数の約3割、69,636人となる。この点について、法務省入国管理局にヒアリングを行ったところ、「航空機を利用した不法入国者、および不法上陸者は、入国・上陸に際し入管手続きを経ているケースが多く、その場合は正規滞在者または不法残留者に計上されることになる」との見解であった。そこで、本研究では重複計上を避けるため除外し、不法滞在者の「推計外国人員」は、不法残留者232,121人と船舶を利用した不法入国者22,503人の合計、254,624人とする。

また、犯罪統計では、刑法犯人口比（対象人口1,000当たりの刑法犯検挙者数）の算出に当たり、対象者と母数の年齢範囲

をそろえている。そこで以下のとおり、国籍別に、刑法犯・特別法犯の対象である有責人口(14歳以上人口)と、刑法犯・特別法犯少年の対象である14~19歳人口を算出する(図表8)。

国籍別に、外国人登録者の14歳以上人

口、14~19歳人口と、外国人登録者総数に対する構成比を算出する。なお、年齢別外国人登録者数は5歳刻みの人数しか公表されていないため、14歳人口は、10~14歳人口の5分の1とみなす。<外国人総数ベースの構成比は、14歳

図表6 正規滞在者の「推計外国人員」算出(2000年)

(単位:人)

	年人 a	推計外国人員			差 e=d-a
		短期滞在者 b	その他の 在留資格者 c	合計 d=b+c	
出外国人正規数	4,082,224	3,871,291	210,933		
年人換算総出外国人	194,339	83,036	111,302		
年人換算要外国人登録人員	131,194	22,622	108,572		
年人換算総出外国人比 = /	4.76%	2.14%	52.77%		
年人換算要外国人登録人員比 = /	3.21%	0.58%	51.47%		
2000年入外国人正規数	5,272,095	3,911,727	1,360,368		
入外国人通年在日年人 = *	250,952	83,711	717,866		
入国者中要外国人登録年人 = *	169,234	22,688	700,181		
入国者中外国人登録不要年人 = -	81,718	61,023	17,685	78,708	-3,010
年末現在外国人登録人員	1,686,444	68,045	1,618,399	1,686,444	0
在日外国人年人 = +	1,768,162	129,068	1,636,084	1,765,152	-3,010

	来日外国人		その他の 外国人	合計
	短期滞在者	外交等		
2000年新規入外国人正規数	3,910,624	345,390	389	4,256,403
入国者中外国人登録不要年人	61,023	17,665	20	78,708
年末現在外国人登録人員	68,045	929,743	688,656	1,686,444
在日外国人年人 = +	129,068	947,408	688,676	1,765,152

注: [ ] は区分別の「推計外国人員」  
 出所: 法務省『第40出入国管理統計年報 平成13年版』、入管協会『在留外国人統計 平成13年版』等の資料から筆者推計

図表7 不法滞在者の「推計外国人員」算出(2000年)

(単位:人)

		摘発者数				
		不法残留者 a	不法入国者		不法上陸者 d	不法入国・ 上陸者計 b~d計
			船舶 b	航空機 c		
集中摘 発実施 時期等	5/15~6/2	728	82	146	5	233
	9/11~9/29	714	65	122	11	198
	11/13~12/1	848	75	169	12	256
	年間合計	2,290	222	437	28	687
	対不法残留者比率	-	9.7%	19.1%	1.2%	30.0%
推計外 国人員	不法残留者	232,121	-	-	-	-
	不法入国・上陸者 = *	-	22,503	44,296	2,838	69,636

注: [ ] は区分別の「推計外国人員」  
 出所: 法務省「本邦における不法残留者数について(平成13年1月1日現在)」、「首都圏における入管法違反外国人の集中摘発について」、「入管違反外国人全国一斉摘発の実施について」等の資料から筆者推計

以上人口 = 90.1%、14～19歳人口 = 5.6% >

で算出した国籍別年齢構成比を「推計外国人員」に乘じ、対象者の年齢範囲別に「推計外国人員」を求める。

(5) 「推計外国人員」のメリットと課題

「推計外国人員」を、外国人犯罪分析の母数として使用するメリットは以下のとおり。

分析対象者と母数の年齢範囲が一致する。不法滞在者を推計に取り込むことで、母数がより実態に近づく。

国籍、在留資格、対象年齢、などきめ細かく外国人数を把握でき、「その他の外国人」「来日外国人」「来日外国人少年」「不法滞在者」など、属性別

での比較・分析が可能となる。

一方で、元データの精度など、以下の点では課題を残している。

各国のデータを、すべて同一基準で取得できていない。

推計に使用したデータはすべて法務省の統計値・推計値である。

しかし、不法残留者の推計や不法入国事件の検挙者数については、上位から順に数カ国～10カ国程度しかデータが公表されていない。また、中国人については台湾や香港などのデータ、韓国・朝鮮人については北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）のデータが含まれていないケースも多い。これらのケースでデータが取得できない国・地域は、該当項目を一律に0とみなしている。

図表8 国籍別・外国人区分別の「推計外国人員」(2000年)

(単位:人)

	総数	国 籍									
		韓国・朝鮮	中国	ブラジ	フィリピン	ペルー	タイ	マレーシア	ヴェトナム	イラン	ロシア
来日外国人	1,456,656	196,496	377,546	241,274	179,390	48,964	58,880	24,320	11,929	11,169	4,707
E規滞在者	1,076,476	103,381	296,300	243,643	119,135	37,885	25,054	8,835	12,146	5,426	5,472
短期滞在	129,068	20,777	24,910	2,369	6,813	5,925	5,760	3,817	217	2,927	765
小交等	947,408	82,604	271,390	241,274	112,322	31,960	19,294	5,018	11,929	2,499	4,707
不法滞在者	254,624	56,946	53,078	-	33,534	8,502	19,793	9,651	-	4,335	-
不法入国・上陸者	22,503	923	13,254	-	1,868	-	293	-	-	-	-
不法残留者	232,121	56,023	39,824	-	31,666	8,502	19,500	9,651	-	4,335	-
その他の外国人	688,676	546,357	57,235	11,706	26,890	8,683	5,665	678	5,018	898	181
外国人合計	2,145,332	742,853	434,781	252,980	206,280	57,647	64,545	24,998	16,947	12,067	4,888

外国人登録者	総数	1,686,444	635,269	335,575	254,394	144,871	46,171	29,289	8,386	16,908	6,167	4,893
	4歳以上	1,518,893	573,489	306,468	217,853	136,849	38,347	27,308	7,965	14,155	5,879	4,528
	4～19歳	93,982	41,845	16,994	20,257	2,791	2,634	625	210	1,166	100	280
構成比	4歳以上	90.1%	90.3%	91.3%	85.6%	94.5%	83.1%	93.2%	95.0%	83.7%	95.3%	92.5%
	4～19歳	5.6%	6.6%	5.1%	8.0%	1.9%	5.7%	2.1%	2.5%	6.9%	1.6%	5.7%
推計外国人員	外国人(14歳以上)	1,932,944	670,796	396,955	216,551	194,935	47,905	60,156	23,748	14,185	11,500	4,521
	その他の外国人(14歳以上)	620,497	493,360	52,256	10,020	25,411	7,216	5,280	644	4,200	856	167
	来日外国人(14歳以上)	1,312,447	177,436	344,699	206,531	169,524	40,689	54,876	23,104	9,985	10,644	4,354
	来日外国人少年(14～19歳)	81,573	12,969	19,255	19,302	3,408	2,791	1,236	608	823	179	268
	不法滞在者(14歳以上)	229,416	51,422	48,460	-	31,690	7,065	18,447	9,168	-	4,131	-

注: - はデータが取得できない項目

出所: 法務省『第40出入国管理統計年報 平成13年版』、「本邦における不法残留者数について(平成13年1月1日現在)」、

・入管協会『在留外国人統計 平成13年版』等の資料から筆者推計

詳細データが取得できないため、推計の精度が低くなる。

年齢別のデータが、不法滞在者は全くなく、外国人登録者は5歳刻みでしか公表されていない。そのため、年齢構成比を正確には把握できない。また、特例上陸者は年間入国者数では201万人と、正規入国者527万人の4割近いが、滞在期間に関するデータがないことから、0とみなしている。

犯罪統計上の外国人区分と一致しないケースがある。

警察が作成する犯罪統計の原票では、外国人の在留資格を記入しており、それにもとづいて、統計上「来日外国人」と「その他の外国人」を区分している。この犯罪統計上の在留資格区分とは、以下のケースなどで相違が発生し得る。

- ・被疑者が黙秘している場合や、在留資格を明らかにする証明書等がなく確認できない場合、犯罪統計上の在留資格は「不明」に分類され<sup>\*4</sup>、その他の外国人に含まれる。
- ・「推計外国人員」では不法入国者・不法上陸者の推計に含めない、航空機による不法入国者、および不法上陸者が、犯罪統計上は不法入国者・不法上陸者に計上される。

「推計外国人員」にもとづく分析を行う際は、これらデータ上の制約・限界を十分考慮する必要がある。今後、データが整備され、より精度の高い推計が可能となることを期待したい。

なお、「推計外国人員」では、以下の点から、不法滞在者数は実態より少なめ(そのため、3章で算出する犯罪指標は不法滞在

者について高め)に算出される傾向がある。

)不法入国・上陸者、不法滞在者について、該当人員が少ない国についてはデータが公表されていないため、0とみなしている。

)不法滞在者については、年齢別のデータがないため、外国人登録者の構成比を用いて14歳以上人口を算出している。一般には、不法滞在者の方が外国人登録者より、14歳以上人口比は高いと考えられる。

)特例上陸者のうち、上陸したまま日本で超過滞在し、不法残留者となるケースもある。しかし、特例上陸者は、一切推計に含まれていない。

)不法上陸者や航空機による不法入国者を、0とみなしている。

### 3. 外国人犯罪の統計分析

#### (1) 外国人犯罪の国籍別の傾向

外国人による犯罪状況を、国籍と外国人の区分別にみてみよう。なお、ペルー人については、全体の検挙件数・人員は入手できないため、来日外国人に関する部分についてのみ分析を行う。

また、犯罪状況を表す指標としては、以下の3つを使用する。

人口比:対象人口1,000人当たりの検挙人員

1人当たり検挙件数:検挙人員1人当たりの検挙件数

検挙件数率:対象人口10万人当たりの検挙件数

このことから、検挙件数率は人口比と

1人当たり検挙件数から構成されていることが理解できる。また、算出の基となる対象人口には、第2章で算出した「推計外国人員」を使用する。

刑法犯の検挙件数・人員では、「推計外国人員」で上位の、中国人、韓国・朝鮮人、ブラジル人が、ほとんどの区分で上位3位までを占めている。外国人区分別にみた検挙件数の特徴は、その他の外国人では韓国・朝鮮人（7,791件、構成比84.3%）、来日外国人では中国人（1万4,331件、62.5%）、来日外国人少年では

ブラジル人（857件、63.5%）がそれぞれ総数の6割以上を占めることだ。また、犯罪指標をみると、人口比では、ヴェトナム人(31.3)、ロシア人(29.1)、中国人(9.8)が、1人当たり検挙件数では、マレーシア人(5.1件)、ブラジル人(4.5件)、中国人(4.2件)が上位を占めた。この結果、検挙件数率は、中国人(4,124)、ヴェトナム人(4,121)、ロシア人(2,964)の順となり、外国人全体でも1,769と日本全体の平均値（以下「日本平均」という）525の3.37倍に達している（図表9）

図表9 国籍別・外国人区分別の刑法犯・特別法犯の検挙状況(2000年)

項目	外国人区分	総数	参考 中国 以外	国 籍										
				中 国	韓 国・ 朝 鮮	ブラジ	フィリ ピン	イラン	タ イ	ペル-	ヴェイ トナム	マレー シア	ロシア	
刑 法 犯	検挙件数(件)	ト国人	32,184	16,873	5,31	9,83	3,38	427	107	131	-	592	213	155
		その他の外国人	9,237	8,257	98	7,79	11	52	7	6	-	91	2	2
		来日外国人	22,947	8,616	4,33	2,03	3,27	375	100	125	482	501	211	153
	検挙人員(人)	ト国人	10,837	7,204	3,63	4,20	75	302	72	93	-	449	42	152
		その他の外国人	4,508	3,986	52	3,60	69	61	8	8	-	7	2	2
		来日外国人	6,329	3,218	3,11	60	68	241	64	85	261	377	40	150
	人口比(1,000人 当たり)	ト国人	6.0	5.0	9.0	6.6	3.4	1.8	7.1	2.0	-	31.0	2.3	29.0
		その他の外国人	7.3	7.0	10.0	7.3	6.9	2.4	9.3	1.5	-	17.0	3.1	12.0
		来日外国人	5.3	3.7	9.0	4.2	3.3	1.7	6.9	2.0	6.8	37.0	2.3	29.0
		来日外国人少年	8.9	9.0	8.6	6.7	12.5	15.0	-	-	17.0	40.0	-	-
		下法滞在者	7.0	2.7	22.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		下法滞在者	1,603	494	1,10	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人 当 たり 検 挙 件 数 (件/人)	ト国人	3.0	2.3	4.0	2.3	4.0	1.4	1.5	1.4	-	1.3	5.0	1.0	
	その他の外国人	2.0	2.1	1.0	2.0	1.0	0.9	0.9	0.8	-	1.3	1.0	1.0	
	来日外国人	3.6	2.7	4.0	3.4	4.0	1.6	1.6	1.5	1.8	1.3	5.0	1.0	
	来日外国人少年	2.0	2.2	1.0	1.2	3.0	1.0	-	-	1.0	0.8	-	-	
	検挙件数率 (件/10万人 (日本平均 525))	ト国人	1,769	1,165	4,12	1,540	1,550	252	1,053	278	-	4,12	1,170	2,960
	その他の外国人	1,489	1,453	1,87	1,57	1,148	205	818	114	-	2,16	311	1,198	
特 別 法 犯 (除 入 管 法、 外 登 法)	検挙件数(件)	ト国人	3,210	2,758	45	1,25	215	213	43	150	-	24	15	6
		その他の外国人	1,284	1,216	6	1,07	14	16	3	15	-	5	0	1
		来日外国人	1,926	1,542	38	178	201	197	40	135	21	19	15	5
	検挙人員(人)	ト国人	2,468	2,106	36	1,07	160	184	20	88	-	19	11	7
		その他の外国人	1,077	1,026	5	96	3	15	1	8	-	5	0	1
		来日外国人	1,391	1,080	31	110	157	169	19	80	17	14	11	6
	人口比(1,000人 当たり)	ト国人	1.4	1.5	1.0	1.0	0.7	1.1	20.0	1.0	-	1.3	0.6	1.3
		その他の外国人	1.7	1.8	1.0	1.0	0.3	0.6	18.0	1.5	-	1.2	0.0	6.0
		来日外国人	1.2	1.2	1.0	0.8	0.8	1.2	20.0	1.0	4.0	1.4	0.6	1.2
	人 当 たり 検 挙 件 数 (件/人)	ト国人	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	1.2	2.0	1.0	-	1.3	1.0	0.9
		その他の外国人	1.2	1.2	1.3	1.1	4.0	1.1	1.0	1.0	-	1.0	-	1.0
		来日外国人	1.4	1.4	1.2	1.0	1.3	1.2	2.0	1.0	1.2	1.4	1.4	0.8
検 挙 件 数 率 (件/10万人 (日本平均 63))	ト国人	176	190	122	19	98	126	4,310	310	-	167	82	115	
	その他の外国人	207	214	130	217	140	63	3,620	280	-	119	0	590	
	来日外国人	161	175	120	123	96	137	4,370	320	550	187	85	990	

注：■は項目・区分ごとの上位3カ国  
- はデータが取得できない項目

出所：警察庁『犯罪統計書 平成12年の犯罪』、警察庁への情報公開請求による取得資料、等の資料から筆者推計

特別法犯の中で、入国管理法、外国人登録法(以下「入管法」「外登法」という)は、日本に滞在することにより発生する外国人特有の犯罪で、検挙者のほとんどは外国人である。そのため、以下では特に断りが無い限り、入管法・外登法を除く特別法犯(以下<特別法犯>という)を対象に分析を行う。

<特別法犯>の検挙件数・人員では、韓国・朝鮮人、中国人に次いでイラン人が3位を占めている。イラン人は人口比(20.3)、1人当たり検挙件数(2.1件)ともにトップで、検挙件数率は4,312と、日本平均63の実に68倍に達する。イラン人に多い犯罪類型は薬物事犯である。法務省でのヒアリングによれば、イラン人は一般に日本語能力が高く、そのため末端の販売員として薬物事犯にかかわることが多いという。イラン人以外で検挙件数率が高いのは、タイ人(319)、韓国・朝鮮人(196)と来日外国人のみを対象としたペルー人(550)であり、外国人全体でも176と日本平均の2.79倍に達している。

## (2) 犯罪指標の比較にみる外国人犯罪の特徴

検挙件数率と、その構成要素である、人口比、1人当たり検挙件数、といった犯罪指標について、日本平均に対する倍率を求め、指数とした。この犯罪指標と指数を用いて、外国人犯罪の特徴について、さらに詳細な分析を試みた。

まず、刑法犯について、来日外国人とりわけ中国人を対象に、罪種別の分析を交えて、傾向を探った。刑法犯検挙件数率では、来日外国人は1,913(3.64倍)、

来日中国人は4,493(8.56倍)、中国人以外の来日外国人は979(1.86倍)と、いずれも日本平均を上回っている。

来日外国人は、人口比が5.3(1.87倍)、1人当たり検挙件数が3.6件(1.95倍)と日本平均を上回っており、罪種別の検挙件数率も1.15倍(粗暴犯)~4.49倍(窃盗犯)とすべて日本平均を上回っている(図表10)。

来日中国人は、1人当たり検挙件数が4.6件(2.47倍)と多いが、これは窃盗犯(6.3件、2.53倍)の影響が大きく、その他は日本平均の0.60倍(凶悪犯)~1.19倍(粗暴犯)と大きな違いはない。しかし、人口比は粗暴犯の0.97倍以外、2.31倍(風俗犯)~6.85倍(凶悪犯)と軒並み2倍を超えており、そのため、検挙件数率も1.15倍(粗暴犯)~11.00倍(窃盗犯)と日本平均を大きく上回った。

中国人以外の来日外国人では、検挙件数率が日本平均の2倍を超える罪種は、凶悪犯(2.71倍)と窃盗犯(2.13倍)だけである。その要因は、凶悪犯は人口比(2.82倍)が高いこと、窃盗犯は1人当たり検挙件数(1.58倍)と人口比(1.34倍)がいずれも日本平均を上回っていることにある。凶悪犯と窃盗犯以外の罪種の検挙件数率は1.11倍(知能犯)~1.29倍(風俗犯)と、日本平均とさほど差はない。

不法滞在者については、情報公開請求により、全体と中国人の刑法犯検挙人員を入手した。検挙人員1,603人中、中国人が1,109人と構成比で69.2%を占めている。不法滞在者の刑法犯人口比は7.0と、日本平均2.8の2.48倍である(図表11)。なお、2章で述べたとおり、不法滞在者

図表10 来日外国人の刑法犯包括罪種別の検挙状況(2000年)

	来日外国人					指数(倍)		
	検挙人員(人)	検挙件数(件)	検挙件数率(件/10万人)	人口比(1,000人当たり)	1人当たり検挙件数(件/人)	検挙件数率	人口比	人当たり検挙件数
刑法犯	6,329	22,947	1,913	5.3	3.6	3.64	1.87	1.95
凶悪犯	318	242	20	0.3	0.8	3.09	3.89	0.79
粗暴犯	568	494	41	0.5	0.9	1.15	1.03	1.12
窃盗犯	3,803	19,952	1,664	3.2	5.2	4.49	2.14	2.09
知能犯	277	819	68	0.2	3.0	1.69	2.24	0.76
風俗犯	122	85	7	0.1	0.7	1.34	1.83	0.73
その他刑法犯	1,241	1,355	113	1.0	1.1	1.70	1.59	1.07

	来日中国人					指数(倍)		
	検挙人員(人)	検挙件数(件)	検挙件数率(件/10万人)	人口比(1,000人当たり)	1人当たり検挙件数(件/人)	検挙件数率	人口比	人当たり検挙件数
刑法犯	3,111	14,331	4,493	9.8	4.6	8.56	3.46	2.47
凶悪犯	149	86	27	0.5	0.6	4.13	6.85	0.60
粗暴犯	142	131	41	0.4	0.9	1.15	0.97	1.19
窃盗犯	2,053	13,012	4,079	6.4	6.3	11.00	4.35	2.53
知能犯	143	425	133	0.4	3.0	3.30	4.34	0.76
風俗犯	41	25	8	0.1	0.6	1.48	2.31	0.64
その他刑法犯	583	652	204	1.8	1.1	3.07	2.80	1.10

	中国人以外の来日外国人					指数(倍)		
	検挙人員(人)	検挙件数(件)	検挙件数率(件/10万人)	人口比(1,000人当たり)	1人当たり検挙件数(件/人)	検挙件数率	人口比	人当たり検挙件数
刑法犯	3,218	8,616	979	3.7	2.7	1.86	1.30	1.44
凶悪犯	169	156	18	0.2	0.9	2.71	2.82	0.96
粗暴犯	426	363	41	0.5	0.9	1.15	1.05	1.10
窃盗犯	1,750	6,940	788	2.0	4.0	2.13	1.34	1.58
知能犯	134	394	45	0.2	2.9	1.11	1.47	0.75
風俗犯	81	60	7	0.1	0.7	1.29	1.65	0.78
その他刑法犯	658	703	80	0.7	1.1	1.20	1.15	1.05

注： 指数 は日本平均に対する倍率

は指数が2倍以上のカテゴリー

出所：警察庁『犯罪統計書 平成12年の犯罪』、警察庁への情報公開請求による取得資料、等の資料から筆者推計

図表11 不法滞在者の刑法犯包括罪種別の検挙状況(2000年)

	検挙人員(人)				人口比(1,000人当たり)				人口比指数(倍)		
	日本全体	不法滞在者			日本全体	不法滞在者			不法滞在者		
		中国人	中国人以外	中国人		中国人以外	中国人	中国人以外			
刑法犯	309,649	1,603	1,109	494	2.8	7.0	22.9	2.7	2.48	8.12	0.97
凶悪犯	7,488	159	111	48	0.1	0.7	2.3	0.3	10.17	33.60	3.89
粗暴犯	50,419	86	24	62	0.5	0.4	0.5	0.3	0.82	1.08	0.75
窃盗犯	162,610	1,072	814	258	1.5	4.7	16.8	1.4	3.16	11.35	0.96
知能犯	11,341	142	90	52	0.1	0.6	1.9	0.3	5.99	17.99	2.78
風俗犯	6,112	30	11	19	0.1	0.1	0.2	0.1	2.35	4.08	1.89
その他刑法犯	71,679	114	59	55	0.7	0.5	1.2	0.3	0.76	1.87	0.47

注： 指数 は日本平均に対する倍率

は指数が2倍以上のカテゴリー

出所：警察庁への情報公開請求による取得資料、等の資料から筆者推計

に関する犯罪指標は実態よりやや高めに算出される傾向がある。

中国人不法滞在者の人口比は、凶悪犯(33.60倍) 窃盗犯(11.35倍) 知能犯(17.99倍)で日本平均を大きく上回っており、刑法犯全体でも8.12倍の22.9と、きわめて高い。

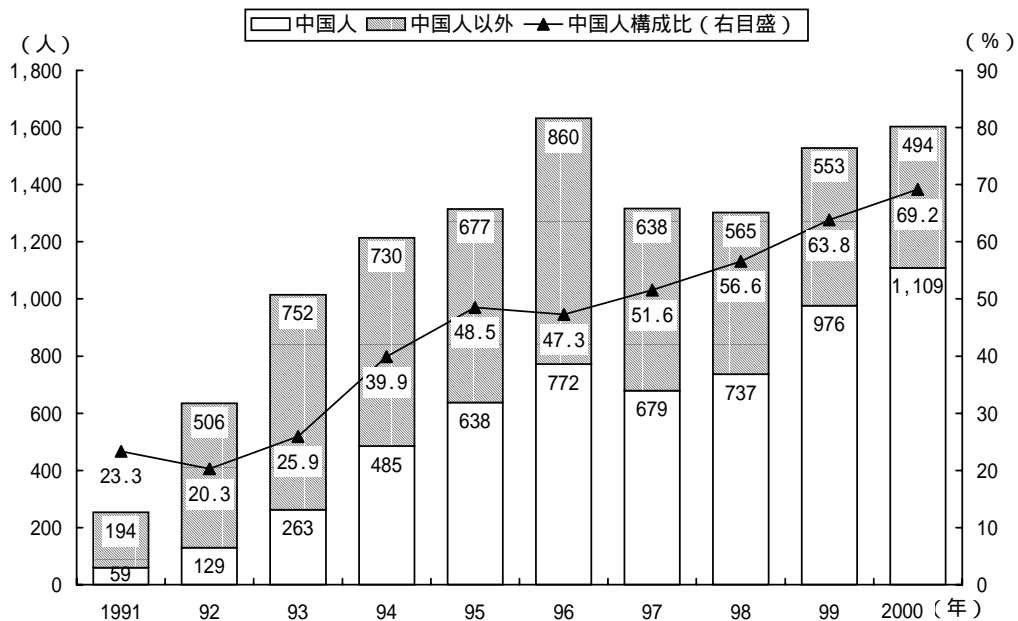
中国人以外の不法滞在者の人口比は、凶悪犯(3.89倍) 知能犯(2.78倍) 風俗犯(1.89倍)で日本平均を上回ったものの、検挙人員が多い窃盗犯が0.96倍と低かったため、刑法犯全体では0.97倍の2.7と、日本平均を下回った。

不法滞在者の刑法犯検挙人員につい

て、この10年間の推移と中国人構成比をみると、中国人が人数(59人 1,109人)と構成比(23.3% 69.2%)を大きく増やしているのに対し、中国人以外は1996年の860人をピークに減少傾向にある。(図表12)

<特別法犯>は、来日外国人の薬物事犯、売春防止法事犯について、不法滞在者と合法的滞在者に分けて、検挙人員の分析を行った。<特別法犯>人口比の日本平均は0.5と、刑法犯人口比の日本平均2.8よりかなり低い。来日外国人は1.2、不法滞在者は2.2、合法的滞在者は0.9と、いずれも日本平均を上回った(図表13)。

図表12 不法滞在者の刑法犯検挙人員と中国人構成比の推移



資料：警察庁への情報公開請求により取得



日本平均に対する指数で、薬物事犯の人口比は、不法滞在者7.30倍、合法的滞在者2.27倍、売春防止法事犯の人口比は、不法滞在者25.40倍、合法的滞在者9.89倍と、いずれも高い水準にある。これらが外国人の<特別法犯>人口比が高い主因である。

来日外国人少年による刑法犯では、ブラジル人少年が、検挙人員の36.7% (244人)、検挙件数の63.5% (857件) を占めている。ブラジル人少年の刑法犯人口比は12.5と、日本の少年刑法犯人口比(14.9)をやや下回っている。しかし、1人当たり検挙件数は3.5件、検挙件数率は4,397と高く、日本の少年刑法犯の平均を

大きく上回ると考えられる\*5 (図表14)。また、来日外国人少年の刑法犯人口比で、ベトナム人(40.6)、ペルー人(17.8)、フィリピン人(15.2)が、日本全体やブラジル人を上回っていることにも、注意を要する(図表9)。

先行研究では、日本に在住するブラジル人は最も犯罪割合が低いグループに属し、1993年時点では日本平均の半分程度であった(館澤,1995)。しかし、2000年の刑法犯検挙件数率で、ブラジル人は1,550(2.95倍)と日本平均の3倍近い水準に達しており(図表14)、ブラジル人に関する犯罪状況の悪化は深刻である。

図表13 来日外国人の特別法犯の検挙状況(2000年)

	検挙人員(人)				人口比(1,000人当たり)				人口比指数(倍)		
	日本全体	来日外国人			日本全体	来日外国人			来日外国人		
		不法滞在者	合法的滞在者			不法滞在者	合法的滞在者		不法滞在者	合法的滞在者	
特別法犯	59,249	1,391	507	884	0.5	1.2	2.2	0.9	2.15	4.10	1.69
薬物事犯	20,382	720	311	409	0.2	0.6	1.4	0.4	3.24	7.30	2.27
売春防止法事犯	1,225	172	65	107	0.0	0.1	0.3	0.1	12.86	25.40	9.89
その他	37,642	499	131	368	0.3	0.4	0.6	0.4	1.21	1.67	1.11

注：特別法犯は入管法・外登法事犯を除く  
 指数は日本平均に対する倍率  
 は指数が2倍以上のカテゴリー  
 出所：警察庁『犯罪統計書 平成12年の犯罪』等の資料から筆者推計

図表14 外国人区分別のブラジル人刑法犯の検挙状況(2000年)

	検挙人員(人)	検挙件数(件)	検挙件数率(件/10万人)	人口比(1,000人当たり)	1人当たり検挙件数(件/人)	指数(倍)			対象人口(千人)
						検挙件数率	人口比	人当たり検挙件数	
ブラジル人	751	3,388	1,550	3.4	4.5	2.95	1.22	2.42	219
その他の外国人	69	115	1,148	6.9	1.7	2.19	2.44	0.89	10
来日外国人	682	3,273	1,569	3.3	4.8	2.99	1.16	2.58	209
刑法犯成人	438	2,416	1,278	2.3	5.5	2.43	0.82	2.96	189
刑法犯少年	244	857	4,397	12.5	3.5	8.37	4.44	1.89	19
参考)	664	1,350	1,811	8.9	2.0	3.45	3.16	1.09	75
刑法犯少年(外国人)	664	1,350	1,811	8.9	2.0	3.45	3.16	1.09	75
刑法犯少年(日本全体)	132,336	-	-	14.9	-	-	5.29	-	8,866

注：指数は日本平均に対する倍率  
 は指数が2倍以上のカテゴリー  
 出所：警察庁『来日外国人犯罪の現状(平成12年中)』等の資料から筆者推計

外国人は、刑法犯・<特別法犯>の検挙件数率がともに日本平均の3倍前後に達しており(図表9) 確かに犯罪に関する比率が高い。しかし、個別にみえていくと、「犯罪の温床となりうる」といわれている不法滞在者でも、中国人を除く刑法犯人口比は日本平均を下回っている。この結果は、外国人や不法滞在者全般を、短絡的に犯罪予備軍とみなす風潮に疑問を投げかける。

### (3) 窃盗犯の組織化・グループ化が顕著

窃盗犯における来日外国人犯罪の際立った特徴は、検挙件数における複数犯比率が直近の2001年で63.9%と、日本人(19.9%)の3倍を超えることだ。共犯形態は、2人組が33.0%、3人組が25.1%、4人組以上が42.0%と、多人数化の傾向が顕著で、1人当たり検挙件数も3.6件(2000年は5.2件)と依然高い水準にあるなど(図表は省略) グループで犯行を繰り返す職業的窃盗集団の存在が浮かんでくる

(警察庁,2002b)。

1997年10月以降、警察庁は組織窃盗事件として271件を認定し(2001年末時点で終結事件は215件、捜査中の事件が56件) 重点的に取り締まりを行っている。271件中、外国人組織によるものが140件(うち中国人組織によるものが102件) 外国人と暴力団組織によるものが37件(うち中国人と暴力団組織によるものが15件) と中核を占めている。直近の2001年では、組織窃盗犯検挙人員中の外国人比率は、38.1%と4割近い(図表は省略) 検挙件数に占める外国人比率が検挙人員に比例すると仮定すれば、組織窃盗事件による2001年の外国人検挙件数は3,365件、外国人による窃盗犯検挙件数の16.3%を組織窃盗事件が占める、と推計できる(図表15)。

また、暴力団構成員等と来日外国人の共犯事件も増加傾向にあり、ここでも罪種は窃盗犯、国籍は中国人が多数を占めている。外国人犯罪が近年、暴力団との

図表15 組織窃盗事件の検挙状況

		2000年	2001年	1997年～ 2001年
組織 窃 盗 犯	新規事件数(件)	46	47	271
	検挙件数(件)	8,841	8,832	48,702
	検挙人員(人)	540	685	3,034
	被害金額(万円)	1,050,741	1,960,657	5,832,218
	1事件当たり	検挙件数(件) = /		180
		検挙人員(人) = /		11
	検挙人員内訳(人)	外国人	193	261
	暴力団	102	141	610
	暴力団以外の日本人	245	283	1,231
窃外 盗国 犯人	総検挙人員(人)	5,760	6,524	
	組織窃盗犯人員占率 = /	3.4%	4.0%	
	総検挙件数(件)	25,993	20,615	
	組織窃盗犯の推計検挙件数(件) = * /	3,160	3,365	
	組織窃盗犯の推計検挙件数占率 = /	12.2%	16.3%	

注：組織窃盗事件として認定を開始した、1997年10月14日以降の検挙状況

出所：警察庁『犯罪統計書 平成12年の犯罪』、警察庁『平成13年の犯罪情勢』、警察庁への情報公開請求による取得資料、等の資料から筆者推計

連携と、組織化・グループ化の傾向を強めていることは、見過ごせない。

#### 4. 外国人犯罪に関する課題

##### (1) 外国人犯罪の3つの類型

一般に、外国人犯罪の類型としては以下の3つがあげられる。

日本に来て働くための犯罪：不法入国、不法残留、不法就労などを指し、対象者は、不法滞在者・不法就労者である。  
日本で生活する中での犯罪：一般的な犯罪であり、対象者としては上記に加え、正規滞在者も含む。

犯罪を行うために日本に来た者の犯罪：中心となっているのは、国際的職業犯罪グループによる外国人犯罪である。

この中で、日本に来て働くための犯罪、について近年の状況をみると、推計不法残留者数は1993年5月の約29.9万人をピークとして、2002年1月には約22.4万人まで減少している。その間、入管法違反事件で退去強制手続きを執った外国人人数や、上陸を拒否された外国人人数も減少傾向にあり、2000年はそれぞれ5万1,459人と8,273人となっている。もちろん、密入国や偽造パスポート・偽装結婚といった不法入国ビジネスの存在や、留学生、就学生、研修・技能実習生を装った労働者の流入といった問題は見過ごせないが、統計からみる限り の類型の犯罪は減少している。

第2、3章で行った統計分析からみて、外国人犯罪が増加している主因は、犯

罪を行うために日本に来た者の犯罪、にある。また、日本で生活する中での犯罪、もブラジル人少年による犯罪など、深刻化しつつある。そこで、以下では国際組織犯罪と外国人少年犯罪に焦点を絞り、現状と課題について考察を加える。

##### (2) 国際組織犯罪にみる犯罪のビジネス化

内閣官房長官を本部長として2001年7月に発足した「国際組織犯罪対策推進本部」は、「国際組織犯罪対策に関する今後の取組みについて」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/soshikihanzai/2001/0829kettei.html>、2002年2月26日収載)の中で重点的・計画的に取り組むべき対策として4項目を掲げ、以下のような現状認識を示している。

###### 不法入国・不法滞在

「蛇頭」等による組織的な不法入国事件が多発し、日本の暴力団の関与もみられる。これらが、都市部を中心に多発する国際組織犯罪等の温床となっている。

ピッキング用具使用による組織的窃盗  
ピッキング用具使用による組織的窃盗が多発しており、居直り強盗に見られるように犯罪形態が凶悪化している。

自動車の盗難・盗難自動車の不正輸出  
自動車盗難被害が急増しており、盗難自動車が不正輸出される事例も増加している。

###### 偽造・変造クレジットカード

磁気情報を接取（スキミング）し、クレジットカードを偽造する事例が多

発している。

上記犯罪類型の犯行者として、  
・ は中国人が、  
・ はブラジル人が多数を占めている。

角野然生は、「組織的な犯罪は、あたかも企業活動のようにビジネスライクになってきており、非合法的な活動をしているという点それ自体を除けば経済学的に『合理的』な行動を取っている場合が多い」「グローバル化の時代においては、高度に組織化され統率された国際犯罪組織は、相対的に取り締まりの緩い国にターゲットを定めて犯罪者、犯罪のための活動資金等を『集中的』に投入する可能性がある」と分析し、日本が国際組織犯罪のループホール(抜け穴)として狙われることの危険性を指摘している(角野,1999)。確かに、上記 ~ の日本における犯罪類型からは、国際犯罪組織が、経済的利益の獲得を目的に、ビジネスとして犯罪に取り組んでいる傾向がうかがえる。

「世界一安全な国」であった日本は、元来犯罪に対する社会の危機意識が弱い一方で、実態としては、近年の犯罪検挙率低下が著しく、さらに、犯罪をサポートする暴力団組織が社会に根を張っている。また、世界第二の経済大国として豊かな国でもある。これらの点から日本は、リスクの最小化と犯罪収益の最大化を目指す国際犯罪組織の、ターゲットになる条件を備えていると考えられる。

統計からみた外国人犯罪の組織化・グループ化の傾向を考え合わせると、このビジネスとして犯罪に取り組む国際犯罪組織の活動が、外国人犯罪が増加してい

る最大の要因と言える。経済的合理性を重視する国際犯罪組織への対策としては、日本で犯罪を行うことのコストを高め、犯罪収益の確保が困難な状況を作り出すことが、最も効果的である。具体的には、「安全はただではない」ことを念頭に、以下のような取り組みが求められる。

生活者の防犯意識を強化し、ピックアップ盗に備え錠を取り替える、自動車盗に備え電子的なキーにより照合を行うイモビライザーを取り付けるなど、防犯対策を徹底する。

国際犯罪組織による活動や、犯罪収益の回収、に対する取り締まりを強化するため、送り出し国との連携をとった犯罪対策や、マネーロンダリング対策などを推進する。

### (3) 二分法による対応が招く不法滞在

正規の在留資格を持たずに日本に来て働いていることを除けば、不法滞在者の大部分は、犯罪に関与しているわけではない。では、なぜ不法滞在という危険をおかしてまで日本で働くことを目指す外国人が、引きも切らないのであろうか。

不法残留者数の上位10カ国をアジア諸国とペルーで占めることから、出身国と日本の経済的格差が最大の要因としてあげられるが、それ以外に、外国人受け入れに対する門戸の狭さも大きな要因としてあげられる。

法務省入国管理局のパンフレットに記載されている、外国人の在留資格とその該当例をみると(図表16) 就労活動が認められる専門的・技術的分野の在留資格は、取得が容易でないことが理解でき

る。そして、日本はこの「専門的・技術的労働者」以外はすべて「いわゆる単純労働者」とする二分法により、外国人の受け入れを拒んできた。二分法に基づく、厳格な入国管理政策は、確かに、不法滞在者数を減らす効果をあげてきた。しかし、この二分法ゆえに、意欲と能力を持ち日本でまじめに働くことを希望する外国人の多くが、日本在留を断念する、またやむを得ず不法滞在を選択する、という構図は、外国人のみならず日本社会にとっても損失が大きい。

本来、「専門的・技術的労働者」と「いわゆる単純労働者」の間には、「一般技能労働者」とも呼ぶべき広範な中間職種が存在するはずであった。井口泰は、その中間職種を認知し、外国人研修制度や技能実習制度の下で広範囲に養成したうえで、合法的就労を可能にすべきであると主張している(井口,2001)。「一般技能労働者」

を含めた外国人受け入れに向け、二分法を乗り越えた政策への転換と、その早期実施が望まれる。その点で、厚生労働省の『外国人雇用問題研究会報告書』(厚生労働省,2002)が大きなきっかけとなり、真剣かつ冷静な国民的議論が行われることを期待したい。

(4) セグリゲート(隔離)される南米日系人

正規の在留資格を持つ日系人を中心とする、ブラジル人・ペルー人による犯罪が増加しており、特に来日外国人少年の刑法犯検挙件数率が高いことは、別の面から、日本の外国人受け入れ政策のあり方に疑問を投げかける。

バブル期の1990年に改正入管法が施行され、日系三世が定住者の在留資格を取得できるようになったことで、日系ブラジル人、ペルー人の来日が急増した。

図表16 専門的・技術的職業の在留資格と登録者数

(単位:人)

在留資格	該 当 例	登録者数(2000年末)
外交	外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族	-
公用	外国政府若しくは、国際機関等の公務に従事する者及びその家族	-
教授	大学教授等	6,744
芸術	作曲家、画家、著述家等	363
宗教	外国の宗教団体等の経営者・管理者	4,976
報道	外国の報道機関の記者、フォトグラファー	349
投資・経営	外資系企業等の経営者・管理者	5,694
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	95
医療	医師、歯科医師等	95
研究	政府関係機関や企業等の経営者	2,934
教育	高等学校・中学校等の語学教師等	8,375
技術	機械工学等の技術者	16,531
人文知識・国際業務	通訳、デザイナー、企業の語学教師等	34,739
企業内転勤	外国の事業者からの転勤者	8,657
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	53,847
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等	11,349
合計		154,748

資料：法務省パンフレット『外国人の不法就労防止にご協力ください』、入管協会『在留外国人統計 平成13年版』

不法滞在者に代替する単純労働の担い手として、日系人に対するニーズは高まった。日系人は「デカセギ」のために日本で働くという意識が強いが、貯蓄ができていない、母国の経済条件が改善しない、といった状況下で、実態として日本への定住化傾向を強めている。

日系ブラジル人共生の先進地域として知られる、群馬県太田市・大泉町についての小内透らのモノグラフ的研究では「間接雇用の場合は、職場への通勤も業務請負・人材派遣会社のマイクロバスの送迎によって行われ、それ以外の労働者との接触の機会はない」「おもに中小零細企業にみられる直接雇用の場合、……外国人は日本人と異なり、割の良い残業や深夜勤務を好むため、労働現場における接触が少なくなりがちである」という実態から、「学校における外国人の子どもを除くと、日系ブラジル人は職場でも、地域でもホスト住民と強いつながりを持たず、ホスト住民と日系ブラジル人の関係はセグリゲート化されたものになっている」と分析している（小内ら,2001）。

また、産業雇用安定センターが2001年に行った「日系人就業アンケート調査」によれば、社会保険に加入している割合は36%にすぎない（産業雇用安定センター,2002）。

これらの調査から浮かび上がってくるのは、職場・地域で日本人社会から隔離され、医療保障も十分に受けることができないという、「医・職・住」といった生活の基盤となる部分で不平等な状況におかれている、南米日系人の実態である。

さらに、次代をになう子女教育に関す

る現状も深刻である。子どもの教育を受ける権利は、外国人にとって確立した権利となっていない。また、日系人は元来教育熱心ではあるが、帰国と定住の間で意識が揺れ動き、子どもの教育に対するスタンスが定まらない傾向がある。これらの要因により、就学しない児童・生徒が増えている。サンパウロ市国外就労者情報援護センターの理事長である二宮正人は、日本在住の義務教育段階にあるブラジル人の子ども3万人以上のうち約2万人が不登校となっている、と推計している（朝日新聞,2002年3月21日付）。

さらに、就学している場合でも日本語能力の問題で授業についていけないケースが多く、2001年9月1日時点の文部科学省の調査では、公立の小・中・高等学校等に通っている外国人のうち日本語指導を必要とする児童・生徒が、過去最多の1万9,250人に達している。公立の小・中・高等学校等に通っている外国人児童・生徒は、2001年5月1日時点の「学校基本調査」によれば約7万5,000人であり、その4人に1人が日本語指導を必要としている計算になる。

日本社会からセグリゲートされ、さらに子女教育も不十分な現状から、合法的滞在者である日系人が、日本社会の周縁部に固定化されるリスクが高まっている。「医・職・住」および教育面でセグリゲートされた環境が、直ちに犯罪に結びつくことと決めつけることはできないが、元来低かったブラジル人の刑法犯検挙件数率が、少年犯罪を中心に大きく上昇した背景となった可能性は否定できない。

## 5. 提言 - 外国人との共生に向けて

外国人による犯罪は来日外国人を中心に増加しており、その原因としては、大きく以下の2点があげられた。

ビジネスとして犯罪を行う国際犯罪組織の活動が活発化している。

「医・職・住」および教育面において、日系人などの外国人に対するセグリゲート化が進行し、外国人が社会の周縁部に固定化されることが、外国人犯罪増加につながる恐れがある。

これらの実態を踏まえ、外国人犯罪のさらなる状況悪化を防ぎ、外国人との共生を推進するため、以下の点に取り組むことを提言する。

犯罪のループホール化を防ぐ

日本社会が、犯罪のループホールとして国際組織犯罪の標的となることを防ぐ必要がある。「安全」にはコストがかかることを前提に、生活者の防犯対策・防犯意識を強化して犯罪の発生を未然に防ぐ。あわせて、海外の司法機関とも連携をとって、効果の高い取り締まりを推進する。

外国人のセグリゲート化、階層化を防ぐ

外国人犯罪の増加を防ぐためにも、外国人の合法的滞在者に対する実質的なイコールフットイングを確保し、社会の周縁部への固定化を防ぐ必要がある。また、「専門的・技術的労働者」の対象が限定的にすぎること、日本社会で働くことへの強い意欲と能力をもち日本社会の発展

に貢献しうる外国人を、遠ざけたり不法滞在という状況に追い込んだりしている。「専門的・技術的労働者」と「いわゆる単純労働者」の中間に位置する職種の外国人について、受け入れ政策を整備すべきである。

外国人に関する統計データを整備する

外国人の受け入れは、社会全般におよぼす影響が大きく、多面的な検討を必要とする問題である。建設的かつ冷静な議論を進めるには、統計にもとづく実態の正確な把握は不可欠である。

しかし、外国人犯罪や外国人滞在者に関する統計資料は、必要なデータがそろわない、基準が不統一など、データの整備・公開状況が不十分である。官庁統計を中心として、データへのアクセス環境と、データ自体の整備を進める必要がある。

中途半端な形で外国人を受け入れ、実態として外国人をセグリゲートし、階層化を容認する政策を続ければ、犯罪などの社会的コスト増大という形で、そのつけは日本社会が負担せざるを得なくなる。日本社会が受け入れるべき外国人について、実質的なイコールフットイングを確保し、真の意味で外国人との共生を目指すことが求められよう。

(セミナー推進室 副主任研究員)

## 【脚注】

- \*1 刑法によって保護される法益を保護法益といい、犯罪は保護法益を基準として、個人的法益に対する罪、社会的法益に対する罪、国家的法益に対する罪に区分される。個人的法益に対する罪には、生命・身体に対する罪、財産に対する罪、などが、社会的法益に対する罪には、風俗に対する罪、などがある（北河,2001）
- \*2 短期滞在者でも、2000年末時点で6万8,045人が外国人登録を行っている。短期滞在者が外国人登録を行う場合、その理由はおもに以下の2点である。在留期間更新について、1回に限り認められるケースがあり、在留期間が90日を超える。外国人登録証の発行を受け携帯することにより、ビザの携帯が不要になる。
- \*3 なお、判例および行政解釈上では、不法入国者にも外国人登録の申請義務があるとされている。（田村他,2000）
- \*4 例えば、2000年において入管法違反で送致された外国人1,425人中、在留資格「不明」は55人で3.9%を占める。
- \*5 刑法犯少年について、検挙人員(2000年 = 13万2,336人)は公表されているが、検挙件数は公表されておらず、入手できるのは、少年事件と成人・少年共犯事件の合計検挙件数(2000年 = 14万6,684件)のみである。この数値から、刑法犯少年の1人当たり検挙件数の日本平均は、最大でも1.11件にすぎないことがわかる。

## 【参考文献】

- 井口泰,2001,『外国人労働者新時代』ちくま新書
- 小内透、酒井恵真,2001,『日系ブラジル人の定住化と地域社会』お茶の水書房
- 角野然生,1999,「国際組織犯罪に関するループホール理論」『警察学論集』第52巻9号:75-96
- 北河隆之,2001,『法律用語の意味がわかる辞典』日本実業出版社
- 警察庁,『犯罪統計書 各年版』財務省印刷局
- 警察庁,2001a,『平成13年版 警察白書』財務省印刷局
- 警察庁,2001b,『来日外国人犯罪の現状(平成12年中)』
- 警察庁,2002a,『平成13年の犯罪情勢』
- 警察庁,2002b,『来日外国人犯罪の現状(平成13年中)』
- 厚生労働省,2002,『外国人雇用問題研究会報告書』
- 財団法人産業雇用安定センター,2002,『日系人就労者等アンケート調査結果』
- 財団法人入管協会,2001,『在留外国人統計 平成13年版』
- 館澤徳弘,1995,「外国人犯罪研究」『関東学園大学法学紀要』第11号:1-74
- 田村満、重見一崇、山神進,2000,『全訂外国人登録法逐条解説』日本加除出版



- 野呂夏雄, 2002, 「外国人労働者と移民の受け入れ」『LDI REPORT』2002年2月号: 4-25
- 法務省大臣官房司法法制部, 2001, 『第40出入国管理統計年報 平成13年版』
- 法務省法務総合研究所, 2001, 『犯罪白書』平成13年版
- 法務省法務総合研究所, 1989, 『犯罪白書』平成元年版
- 松本良夫, 1999, 「わが国の犯罪事情の特異性」『犯罪社会学研究』第24号: 129-145